

# 綾瀬市中小企業信用保証料補助金について

綾瀬市では、綾瀬市中小企業融資制度を利用されている市内事業者の方へ、県信用保証協会に支払った信用保証料の一部に対して補助を行っておりますが、次の事由に該当された方につきましては、補助金の全額又は一部を返還していただくことがあります。

なお、返還が終わっていない場合は、新たな綾瀬市中小企業信用保証料補助金や綾瀬市中小企業融資利子補給金の交付ができませんので、御注意下さい。

## 【信用保証料補助金返還事由】

- (1) 繰上償還等により、借入保証期間及び金額が減少し、払い込んだ保証料が返還されたとき。
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (3) 不正な方法により補助金の交付を受けたとき。  
(1)に関しては、借換融資において、旧融資の保証料返還金を新たな融資の信用保証料に充当される場合も保証料が返還されたものとみなします。

## 1 信用保証料補助金の返還額の計算

(繰上償還や借り換えにより信用保証料の還付又は充当があった場合)

$$\begin{array}{l} \text{信用保証料補助金} \\ \boxed{\phantom{000000}} \end{array} - \left( \begin{array}{l} \text{信用保証料支払額(当初)} \\ \boxed{\phantom{000000}} \end{array} - \begin{array}{l} \text{信用保証料還付(充当)額 ( 1 )} \\ \boxed{\phantom{000000}} \end{array} \right) \times \frac{1}{2} \quad \left( \begin{array}{l} \text{信用保証料} \\ \text{の補助割合} \end{array} \right)$$
  
$$= \begin{array}{l} \text{信用保証料補助金の返還額 ( 2 )} \\ \boxed{\phantom{000000}} \end{array}$$

- 1 県信用保証協会からの信用保証料還付(借換における充当)額
- 2 上記の算式において、補助金返還額が 0 又はマイナスの場合は、信用保証料補助金の返還対象とはなりません。

## 2 信用保証料補助金の返還額の計算例

例 1

信用保証料支払額：50万円  
信用保証料補助金：10万円  
信用保証料還付額：20万円



【計算】

$$10 \text{万円} - (50 \text{万円} - 20 \text{万円}) \times \frac{1}{2} = -5 \text{万円} \quad \text{【マイナスのため補助金還付対象外】}$$

例 2

信用保証料支払額：30万円  
信用保証料補助金：10万円  
信用保証料還付額：20万円



【計算】

$$10 \text{万円} - (30 \text{万円} - 20 \text{万円}) \times \frac{1}{2} = 5 \text{万円} \quad \text{... 《信用保証料補助金返還額》}$$